

## 令和4年度宮城県津波対策連絡協議会 会議録

- 1 会議名 令和4年度宮城県津波対策連絡協議会
- 2 開催日時 令和4年8月29日(月) 午後2時から午後3時まで
- 3 開催場所 宮城県自治会館 203会議室(web会議併用)
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会(宮城県防災推進課 岩本課長補佐(班長))
  - (2) 挨拶(会長:東北大学災害科学国際研究所 今村所長)
  - (3) 議 題(議長:今村会長)  
宮城県津波対策ガイドラインの改定について  
(説明:宮城県防災推進課 曾根部副参事兼総括課長補佐)
  - (4) その他
  - (5) 閉 会(宮城県防災推進課 岩本課長補佐(班長))

### 1 開会

#### 【事務局 司会:県防災推進課】

定刻となりましたので、ただいまから「令和4年度宮城県津波対策連絡協議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます。宮城県復興・危機管理部防災推進課の岩本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議出席者につきましては、お手元の出席者名簿にて代えさせていただきます。

なお、本協議会は「情報公開条例第19条」の規程に基づき、公開することとしております。また、本日の傍聴者はおりませんので、ご報告いたします。

開会にあたり、本協議会の会長であります、東北大学災害科学国際研究所今村文彦所長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

### 2 挨拶

#### 【会長 東北大学災害科学国際研究所 今村所長】

東北大学災害科学国際研究所の今村でございます。

本日はご出席ありがとうございます。

前回は5月に新津波想定がなされ、その結果を報告させていただきました。

その後、各自治体、また、関係者の皆様において、説明会やガイドライン等、様々な対応を実施いただき、大変ありがとうございます。

それを受けて県の方でも、本日、ガイドラインの改定ということで、それらの活動と皆様からのご意見をいただき、それをまとめて本日の改定ということで、ご確認をいただきたいと思っております。

短期でできるものと、少し検討が必要なものがありそうでございます。その内容についても、本日ご検討をいただきたいと思っております。

まずは5月以降、様々ご関心、また、非常に多くのご質問等々いただきましたけれども、非常に重要な対策、対応になってございます。

これらを踏まえまして、ぜひ宮城県でしっかり津波の対応、特に避難対応について積極的なご検討を賜りたいと思っております。

また、国の方も日本海溝・千島海溝地震の具体的な対応も各地で求められるところでございますし、ご存じの通り後発地震という新しい情報の検討も始まっているところでございます。

別途ではございますけれども、水害、降雨、洪水、土砂災害等も多い状況でございますので、災害全般の情報をどう県民に届けて命を守るのか、また、被害を軽減するのか、ご検討を賜りたいと思っております。

本日は非常に限られた時間でございますけれども、ぜひ忌憚のないご意見をいただき、このガイドライン改定に向けて進めさせていただきたいと思っております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### －以下議事事項－

### 3 議題

#### 【事務局 司会：県防災推進課】

今村会長、ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきますが、設置要綱第5第1項の規定により、議長は会長が務めることとされておりますので、これからの議事の進行につきましては、今村会長にお願いいたします。

#### 【議長 今村会長】

それでは、お手元の次第を見ていただきたいと思います。

先ほど述べましたが本日の議題は1点でございます。宮城県津波対策ガイドラインの改定ということで、まず事務局の方からご説明をいただき、ご審議をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【説明 事務局（県防災推進課 曾根部副参事兼総括課長補佐）】

事務局の防災推進課曾根と申します。どうぞよろしく願いいたします。

協議会の前に、皆様方にガイドラインの改定につきましてご照会させていただき、たくさんのご意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

本日はご意見も含めまして、我々事務局の案につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料1～4の内容を説明

#### 【議長 今村会長】

まずは皆様方からご質問、ご意見をいただきましてありがとうございます。

本日は3点、ガイドラインの改定について説明がありました。

まず1点が、指定緊急避難場所について、まずは高さを優先的に考え、その上で指定を見直してほしいということ。

2点目は、徒歩避難、また、自動車避難のあり方でございます。おそらく、ここでの記述は

国語的な言葉としては、非常に似たようなことですが、そのウエイト、印象が違う可能性があります。改定前のものと改定後のものを見ていただいておりますが、いずれも自動車の避難に関してきちんと検討しなければいけないのは、同様でございます。

最後は注意報・警報ということで、最大クラスの浸水想定に関しては、大津波警報の際に避難していただきたいと明確に出しているわけですが、今回は注意報・警報、こちらの方が頻度が多いわけですので、各市町で検討いただくためのガイドラインということで、特に气象台さんから情報をいただいているものでございます。

それでは今の説明に関して、ご質問、ご意見等いただきたいと思っておりますけれども、3項目どれでも結構です。いかがでしょうか。

#### 【気仙沼市】

気仙沼市の高橋と申します。3点ございます。

まず1つは緊急避難場所の指定の関係です。改定案3ページに記載がありますが、ロの当該部分までの避難上有効な経路があるかということで、先ほどの説明の際に、例えば外階段があるか、というような説明を補足されていたと思うのですが、なかなか「避難上有効な経路があるか」はイメージしづらいと思いますので、具体的にご説明した内容、外階段があるというような記載を追加してはいかがでしょうか。

2点目は、これまでも本市から言っておりましたが、基準水位の高さについて注意が必要というところがございます。現在、県のホームページ上では基準水位を見ることができず、各市町村にシェープデータで提供いただいておりますが、これも各市町の実力によって、住民への公表がスムーズにできない状況です。例えば今後、緊急避難場所を各地域、団体機関等で検討する際に、10mメッシュの基準水位を公開していただければ、県民、事業者の皆さんもその基準水位を参考に、それぞれ避難計画を作成できるのではないかとということで、県のご事情もあろうかと思っておりますけれども、強く気仙沼市として要望したいと思います。

3点目は確認事項ですが、自動車避難の関係が4ページに記載されておりますが、巻末資料の4-2と4-3、静岡県浜松市さんと青森県三沢市さんの事例で、県警さんの関係もあろうかと思っておりますけれども、道路交通法の規制の解除ということで、一方通行を増やして容量を倍にするという提案・検討されているようです。

この一方通行による容量拡大というのが、道路交通法上可能なのか、災害時に限定してどういう状況なのか、青森県・静岡県の状況の事例などありましたらご意見いただければ、今後本市としても一方通行の拡大ということで、所轄の警察さんとも協議させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 【事務局 県防災推進課】

3点ございまして、ありがとうございます。

1点目、外階段といった具体的な話も入れてはどうかということでございますが、様々市町さんの方で検討する際には、それだけに捉われる話ではないと思っております。具体例を入れた方がいいのかは、なかなか難しいところかと思っております。

ある程度の指針といたしましては、高さをまずは確保するという、避難上有効な経路、これをどのように考えるのかを記載させていただいて、例示については今のところ入れないほうがいいのかなど、事務局としては思っているところでございます。

2点目、基準水位の公開につきましては、河川課さんの方でもう公開されておりましたか。

#### 【気仙沼市】

シェープデータですので、一般の方々が見ることができるかということ、そういう状態にはなっていません。GISソフト等を使用しないと見ることはできないので、一般の方々は費用の面などなかなか難しいところです。警戒区域の設定等の課題もあろうかと思っておりますが、一般に見られるようにしていただくと、それぞれの避難計画、基準水位を考えたときに、現在は、各市町村の防災対策部局で基準水位は何mですか、というのをいちいち確認しなければならず、

こちらでも問い合わせをいただいて、お答えしながら、避難計画に対応しなければならない手間もあります。一般にオープンしてしまえば、もうすでにあるデータですので、県さんの方にも力添えいただければ、市町村としても大変ありがたいのかなというふうに思っているところです。公開されているのは、あくまでもシェープデータのみというところです。

**【事務局 県防災推進課】**

我々の考え方としましても、気仙沼市さんがおっしゃる通り、避難の高さをどこで見るのかというご意見がございまして、基準水位で見ることを明確化するといったところを、今回のガイドラインで示させていただいており、シェープデータの取り扱いにつきましては、河川課さんともご相談させていただきたいと思っております。

3点目、自動車避難の巻末資料について、一方通行等々の考え方といったものはこれ以上の状況は把握してございません。今後も自動車避難の資料など新しいものがあれば、どんどん巻末資料に入れていきたいと考えているところです。

**【宮城県警察本部】**

警察本部でございます。

今すぐ答えることができないのですがけれども、後で事務局とも話をさせていただいて、どのような資料が必要かなど、検討していきたいと思っております。

**【議長 今村会長】**

今の規制又は一方通行の変更等については、一つの重要な対応策になるかと思っておりますので、また情報提供いただければと思います。

**【岩沼市】**

岩沼市です。よろしくお願いいたします。

まず1点、仙台管区气象台さんの方で修正いただいた資料3の12番、「できるだけ高い場所に」という部分について、「遠くて」高い場所へといった記載になるのではないかと思います。高い場所だけではなく、できるだけ遠くへ高く、というふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

もう1点、先ほどの自動車避難の部分です。資料3にあるとおり、岩沼市でも意見を出していますが、理由としては、対策を検討して講じることというような形で、沿岸の市町に求めているのですが、例えば、国道や県道、信号の場合は警察なども含まれてきますので、この部分には市町だけに限定できるものではないのではと考えますが、いかがでしょうか。

**【仙台管区气象台】**

仙台管区气象台の武田と申します。よろしくお願いいたします。

この部分につきましては、出典というか出元のところを今すぐ答えられないのですが、基本的に、5月に公表された新しい浸水想定解説書や、内閣府等のガイドラインの記載からもってきているものです。

遠くということも、避難の上では有効だという場合もあると思っておりますので、協議会で追加した方がいいということであれば、それでよろしいかと思っております。

**【議長 今村会長】**

優先は高いところですが、同時に遠いところ（特に浸水域外）へ移動する、それがより安全な場所になります。

**【事務局 県防災推進課】**

確かに岩沼市さんのご意見の通り、沿岸市町だけで考えられるべきものではないというのはその通りだと思いますが、今回ここで記載させていただいたのは、改定理由で説明させていた

だいた通り、自動車避難を考えていかなければならないというバックグラウンドは変わらないというか、強まったのではないかという認識に立って、このような改定案とさせていただいておりました。

ですので、沿岸市町さんだけが考えるべきものではないというのは分かりますが、努めるといった文言ではなく、講じることというように表現させていただきたいというのが事務局の案でございました。

#### 【岩沼市】

今度は資料2ですけれども、根拠の部分で、平時から自動車の交通量や自動車の通行可能な幅員というところが、例えば県道の場合、市町が幅員確保できるかといえば、我々ができるわけではございませんので、文言としては、総力を挙げてといった感じで記載した方がいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

#### 【事務局 県防災推進課】

「努めること」といった表現が、我々事務局としてはどうかなと思ってございましたので、その主体がどこなのかをどのように記載するかは、岩沼市さんからご意見あった通り、総力を挙げてという表現がいいのか、事務局の方で考えさせていただきたいと思います。

#### 【仙台市】

仙台市防災計画課でございます。

他の市町さんからもご質問が出されましたけども、自動車避難について資料1の4ページでございます。

私どもの意見につきましては、資料3の8ページ、20番にも示させていただいておりますけれども、現行のガイドラインでは「徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない」を徹底する、とございます。現行ガイドラインの方が、改定案よりは強い言葉で原則論を示していると考えているところでございます。

平成29年度の津波対策連絡協議会の議事録を読みますと、「自動車で避難しない」を強調する言い回しは、これまでの津波避難の事例において、自動車避難による渋滞を繰り返してきたことへの対応でもあり、住民に周知する上でも、より一層推進するという話だったと思います。

今回、津波浸水想定公表により、避難が必要な地域は広がったところですが、避難するために車が必要な方、自動車がないと避難が難しい地域がある一方で、多くの方が車で避難することが難しいことから、原則徒歩避難については、住民にこれからご説明していかなければならない地域もあると考えてございます。

本市もこれまで、原則徒歩避難については、住民の方々に丁寧に説明して参りましたけれども、今回この改定案については、文言はあまり変更がございませんが、印象はかなり変わってきているような感じがしまして、誤った方向にメッセージが伝わるかもしれないということを懸念してございます。

この部分につきましては、他の市町さんからもご意見が様々あるかと認識しておりますので、もう少し深掘りした議論が必要ではないかと考えているところです。

#### 【議長 今村会長】

改めて、今回の改定前と改定後に対するご意見をいただきました。

自動車避難に関しては、大きな課題でございます。やはり自動車避難による危険性と有効性について、きちんと把握しなければいけない。

また、岩沼市さんのご指摘のように、交通法も含んで、自治体レベルよりもさらに広く検討していかなければならない内容であると思います。

これについてぜひご意見をいただきながら、現段階では結論を出すのは難しいものではございますけれども、今の状況やご意見の整理ができればと思っております。

例えば山元町さんなど、現状やご意見をいただければ幸いです。大丈夫でしょうか。

**【山元町】**

山元町です。お世話になっております。

山元町では、自動車避難を推奨といたしますか、地形的なものが多く出ております。

どうしても、自動車避難の場合は自動車だけで避難できるものではなくて、道路もきちんと整備されていないと避難ができませんし、そういった条件がございます。

山元町の場合は、町内に東西で10本の避難道路を整備しましたので、そういった地域の状況も踏まえて、避難のあり方をよく検討していくべきだろうと感じているところです。

**【議長 今村会長】**

その他、いかがでしょうか。ご意見やこういう状況であるといった情報提供をいただければ幸いです。

平野部と三陸沿岸部、地形によって対応が違うというのは、まさにその通りでございます、改定後、また、改定前から「地域の実情に応じた」というところは述べてございます。

現在、例えば注意報・警報が出た場合、車によって渋滞が起こっているというのは現状でございます。そこへの解決、また、実際に警報レベル以上になった場合、避難が非常に困難になるという場所、そういう方もおられるというのが現状でございます。

改めて、自動車避難については様々な観点で、ご意見をいただかないといけないと思っております。

**【気仙沼市】**

確かに非常に難しい議論になろうかと思いますが、仙台市さんが言われたように、受け止める側の立場でこのメッセージを見た時に、山元町さんのように、市町として自動車避難に取り組んでいる市町村もありますが、原則徒歩について、徒歩避難が可能な方という、その人の判断で徒歩避難ができないから、というような判断が出来てしまう表現なので、受け止め方としては、これまで担当者会議でも色々意見が出ていますが、後ろ向きな表現よりは、もっと原則論を前面に出して、逆に後ろに括弧書きにする等の方法もあるのかなと思います。

当市も、自動車の避難は避けられないところでありますが、それは次の文章にありますように、避難行動要支援者等を限定していくものと地域としては考えておりますので、仙台市さんのお考えに賛同させていただきたいと思っております。

**【議長 今村会長】**

今のご意見で重要なのは、誰が判断して避難が可能かということです。

この書きぶりだとその主体が書いてないので、住民の方自らが判断してもおかしくはないという指摘になるかと思っております。

客観的に判断をするというのも、なかなか難しいところです。そこを記述するのは、ここではなかなか難しいかもしれないというところです。

**【議長 今村会長】**

その他いかがでしょうか。

改めて、ここでの自動車避難に関しては、今後も検討するという前提で、本日は最初の避難の方法のポツの文章についてご意見をいただきたいと思いますと思っております。

改定前の方がいいだろうというご意見が、構成員の皆様からは多数でございますけれども、改定後を支持いただいている方がおられましたら、ご発言をいただきたいと思います。

例えば亘理町さんなどはいかがでしょうか。自動車避難の実態や、ここの記述に関するご意見でも結構でございます。

**【亘理町】**

亘理町については、原則徒歩避難ということは変わらないのですけれども、やはり自動車避難を謳うということに対しては、それなりに処置すべき事項が整理されているというような条

件があって、自動車避難ということがいえるのかなと思います。

そういうものが整理されないと、自動車避難というものは問題となる事項が多くあると考えられますので、やはり処置すべき事項が整理された上で、自動車避難を出していいのかなというふうに考えます。

**【議長 今村会長】**

おそらく改定前の記述の方にご賛成かと思っておりますが、その他いかがでしょうか。

**【県防災推進課】**

色々と自動車避難についてのご意見を聞かせていただきました。

改定前の「徒歩避難を原則とする。自動車で避難しない」というのが、この協議会の中での大勢の意見のような気がしますので、そちらの記載の方がいいのではないかと個人的には思っている次第でございます。

**【議長 今村会長】**

今回、事務局としては、検討していくべきものというところは皆さんご理解いただきましたが、記述に関しては、変えるまではいかないだろうというところがございます。

また、「避難が可能な方は」というところが少し曖昧なところがあり、誰がというところで難しく、色々な読み方も可能性としてはあるので、改定前の文言に戻してはどうかというところが大半でございますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、資料1の4ページ、最初の文書に関しては改定前の記述に戻していただきたいと思えます。

**【議長 今村会長】**

今は自動車避難の話が出ました。

指定緊急避難場所については、今後も検討の余地はございますが、原則この記述でよろしいかと思えます。

また、基準水位の情報の提供に関しては、河川課の方と協議をしていただくというリクエストをいただいているところでございます。

さらに、注意報・警報に関しては、基本的にこの記述とし、原則高いところということですが、遠いところ（特に、予想浸水域外）もより安全性が高まるというところで、その記述の検討も考慮いただきたいと思っております。

資料1に関して、本日まとまるところは改定して進めたいと思えますが、他にご意見等がございますか。事務局の方もよろしいでしょうか。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日8月29日付けで、今回の改定案については修正させていただきたいと思えます。

その他、何かありますでしょうか。

**【仙台市】**

直接この津波対策ガイドラインに関するところではありませんが、今回の指定緊急避難場所にも関連して、このガイドライン以外で基準を定めているもので、県内でも幾つか避難のための築山があるかと思うのですけれども、仙台市の方でも指定緊急避難場所として、盛り土をして作った「避難の丘」という築山がございます。これは新しい浸水想定基準水位に対応するため、今後、嵩上げの再整備が必要な状況でございます。

そもそも復興事業で盛り土して整備した時には、余裕高を設定して、大きな丘を造成したと

ころでございますが、現在の津波浸水想定に対して高さが不足しています。今後、再整備するに当たりまして、どれだけの高さを確保すればいいのか、確かな基準というものが必要になってきている状況でございます。

これをぜひとも県を中心として、津波対策連絡協議会で議論しても構わないと思っているのですけれども、県内統一の基準を示していただければと考えてございます。

なるべく早く整備しなければいけないものでもございますので、例えば来年度の事業を見込む場合には、遅くとも年内には結論を得たいと、仙台市も含めそういった市町もあろうかと思っておりますので、この基準をなるべく早く策定するように、我々も協力させていただきますので、何とか基準を示していただけるようお願いしたいと考えております。

**【議長 今村会長】**

築山に関しては、震災直後にガイドラインを作っていただきましたが、それをもう一度確認して、今回の想定に合わせた形で考え方、また、基準を検討してほしいというご依頼でございます。これに関して事務局いかがでしょうか。

**【事務局 県防災推進課】**

築山の関係は仙台市さんから問題提起いただき、県立都市公園の築山でも、高さが足りていないということについて、状況を承知しているところでございます。

この件につきましては、県の土木部とも相談しながら、回答についてなるべく早く出していきたいと考え、土木部とも一緒にやっていきたいと思っております。

#### **4 その他**

**【議長 今村会長】**

それでは、今回、ガイドラインに関してご意見をいただきましてありがとうございます。

自動車避難の最初の一文だけ戻らせていただきまして、再度事務局の方で確認し、改定を実施させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

その他、事務局からなにかございますか。

**【事務局 県防災推進課】**

本日協議いただきました津波対策ガイドラインの改定案につきましては、自動車避難の部分について一部修正の上、承認としてよろしいか確認させていただきたいと思っております。

**【議長 今村会長】**

再度でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールなど、事務局の方で紹介できるものがありましたらお願いいたします。

**【事務局 県防災推進課】**

皆様御議論ありがとうございました。先ほどお話しした通り、岩沼市さんから「総力を挙げて」とか、「遠く」といったところも含めまして、修正をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今後の予定でございますが、巻末資料も含め、これからも改定していきたいと思っておりますので、この会を開催するかどうかは未定ですけれども、機会をとらえて皆様方に情報提供していきたいと思っております。



また、ガイドラインとは別の話になりますが、会長からもお話がありました通り、改正日本海溝特措法は6月17日に施行されました。

この後、おそらくハード整備のスケジュール、地域防災計画に関連して特措法の推進計画であるとか、そういった改正の手引き等について国の方から説明されることになっております。

直近のお話としましては、9月5日に国の方から県に対して説明があります。また、9月6日には市町村向けの説明会がありますので、そういった国の説明や、ハード整備のスケジュール関係につきましても、我々の方で情報を入手し次第、皆様方に情報提供させていただきたいと思っております。

## 5 閉会

【事務局 司会：県防災推進課】

長時間にわたってご審議賜りまして、ありがとうございました。

今回はポイントを絞って協議させていただきましたが、今後も見直しの必要性等について、継続して検討し、機会をとらえて、本協議会の場などで皆様と検討させていただきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

以上で、令和4年度宮城県津波対策連絡協議会の一切を終了いたします。

皆様本日はありがとうございました。

以上